

## 「パートナーシップ宣誓制度」 北関東3県連携協定の締結について

県では、令和2年12月から、性的マイノリティの方が、お互いを人生のパートナーと宣誓されたことを、群馬県として公に証明する「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」を運用しています。

このたび、宣誓手続きに係る負担軽減や利便性の向上を図るため、同様の制度を持つ茨城県・栃木県と下記のとおり連携協定を締結し、性的マイノリティの方が県域を越えていきいきと生活できるよう協力することを確認しました。

### 記

#### 1 締結日

令和4年12月20日（火）

#### 2 締結自治体

群馬県、茨城県、栃木県

#### 3 連携・協力の主な内容

(1) 転入・転出時における宣誓手続きの簡素化に関すること

- ・転居先の県に宣誓の継続を申告することで、新しい受領カードが交付される。  
(再宣誓の省略)

(2) サービスの相互利用に関すること

- ・3県の協力医療機関において、受領カードを相互に利用できる。

#### 4 その他

独自のパートナーシップ宣誓制度を持つ県内5市町（大泉町、渋川市、安中市、千代田町、吉岡町）と連携し、5市町において宣誓された方に対し簡易な手続きで群馬県の受領カードを交付することを予定しています（令和5年1月中を目処）。

#### 5 問い合わせ先

群馬県生活こども課（TEL027-897-2687）